

令和 7 年 9 月 29 日

第 28 回総会議事録

長岡市農業委員会

第 28 回総会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 9 月 29 日（月曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 発議第 1 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議
 - 日程第 3 議案第 29 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 30 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議案第 31 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 32 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 33 号 農用地利用集積等促進計画案について
議案第 34 号 長岡市長、長岡市議会議長に対する意見について
 - 日程第 4 報告第 8 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 （22 名）別紙のとおり
- 5 欠席委員 （2 名）別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
 - 事務局長 五十嵐 幸子、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、
振興農政係長 中村 久夫、主査 木我 正章、主査 吉川 あさ子、
主事 田中 菜々子

開 会（午後 2 時 00 分）

五十嵐事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、諸橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 （あいさつ）

これより第 28 回総会を開催いたします。

総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めます。

五十嵐事務局長 欠席届が議席番号 15 番、西巻郁夫委員、19 番、坂詰隆委員から提出されております。出席委員は、24 名中 22 名であり、長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立

していることをご報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長

日程第 1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号 8 番、青柳久雄委員、11 番、田中豊委員を指名いたします。

日程第 2 発議第 1 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

議長

日程第 2、発議第 1 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を議題といたします。

安達会長職務代理者の説明を求めます。

安達会長職務代理者 それでは、農業委員会の法令遵守の申し合せ決議について、案文を朗読いたします。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和 7 年 9 月 29 日、長岡市農業委員会。

以上であります。よろしくご審議をお願いします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

発議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 議案第29号 農地法第3条の許可申請について

議長 日程第3、議案第29号 農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の5ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は7件でございます。

1から5番は売買による所有権移転、6、7番は贈与による所有権移転であります。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということです。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第29号 農地法第3条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第30号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長 議案第30号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の８、９ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、栃尾地域１件、越路地域４件、長岡地域３件の計８件でございます。

１番、巻渕１丁目の田について、太陽光発電用地として転用する許可を受けていた案件ですが、このたび排水計画を変更し、工事期間、令和６年２月１日から令和６年６月３０日を令和７年９月３０日から令和７年１２月３１日までに変更するものであります。

２から５番の神谷の田については同一案件ですので、まとめて説明いたします。

２番については、砂利採取場の運搬路として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび面積を変更、転用目的を砂利採取用地に変更し、令和９年７月１７日まで期間を延長するものであります。

３番については、砂利採取場の運搬路として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび面積を変更し、令和９年７月１７日まで期間を延長するものであります。

４、５番については、砂利採取のための運搬路及び施設用地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和９年７月１７日まで期間を延長するものであります。なお、この案件は後ほど説明する農地法第５条許可申請の３番とも関連しております。

６から８番の片田、十日町の田については同一案件ですので、まとめて説明いたします。

６番については、砂利採取場からの運搬路並びに施設用地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび面積を変更し、令和８年１０月１７日まで期間を延長するものであります。

７、８番については、砂利採取場のための運搬道路、排水路として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和８年１０月１７日まで期間を延長するものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なものと判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第30号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第31号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第31号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の11ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、長岡地域1件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、地域事務所において9月22日までに現地確認を実施しております。

1番、宮本町1丁目の田について、農業用倉庫建築敷地及び屋外農作業場敷地として利用するものです。工期は、令和7年10月1日から令和7年10月31日までの計画です。申請地は、宮本町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第31号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第32号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第32号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の13ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域2件、越路地域1件の計3件でございます。

1番、宮本町1丁目の田について、駐車場用地として利用するために売買による所有権移転をするものです。議案資料13ページに経過説明を掲載しております。申請地は、宮本町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

2番、槇山町の畑について、車庫兼物置建築敷地として利用するために交換による所有権移転をするものです。議案資料14ページに経過説明を掲載しております。申請地は、槇山町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

3番、神谷の田について、先ほど説明しました事業変更承認申請の2から5番と関連しておりますが、砂利採取用地として利用するために賃借権を設定するものであります。工期は令和7年10月18日から令和9年7月17日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、砂利採取に必要な施設の建設であり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第32号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第33号

農用地利用集積等促進計画案について

議長

議案第33号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長

ご説明申し上げます。

議案書の16ページの内訳表をご覧ください。

最初に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは8件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が5件、使用貸借権設定が3件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは7件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が4件、使用貸借権設定が3件となっています。

続いて、農地中間管理事業において、新潟県農林公社から受け手農家へ貸し付けていた農用地利用集積計画等のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権及び使用貸借権の移転をするものです。このたびは1件の申出があり、内容については賃借権の移転が1件となっています。

なお、詳細内容については、議案書の18ページから24ページにて確認をお願いします。

以上、計16件の申出につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審

議のほどお願いします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第33号 農用地利用集積等促進計画案についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第34号

長岡市長、長岡市議会議長に対する意見について

議長

議案第34号 長岡市長、長岡市議会議長に対する意見についてを議題といたします。

鳥羽農政対策委員長から説明してもらいます。

鳥羽若一委員 議案書の26ページから30ページとなります。

初めに、本年度の意見書の作成と流れについて簡単に説明させていただきます。意見書とは、農業委員会の必須業務である農地等の最適化活動を通して、農業の維持、発展のために必要なことを市の施策に反映していただくため、市や議会に対し、意見を取りまとめ、提言するものです。そして、上げた提言が市の施策に反映されたかを確認し、上げた意見が反映されていない場合には継続して提言していくことが重要であると考えております。

これらを踏まえ、農業委員、推進委員の皆様から7月11日までにいただいた意見を基に、昨年度の意見書をベースに見直しをかけ、運営委員会で本年度の意見書案として了承を得たものです。

それでは、改めまして意見書の内容について説明をさせていただきます。なお、意見書案につきましては、昨年度の意見書がベースになっていますので、意見聴取により変更や追記を行った箇所を中心に説明させていただきます。

初めに、27ページの前文について、今年の3月末に地域計画が策定されたことに伴い、地域計画に関する箇所の文言を整理しました。また、今回各委員に意見聴取した結果、これまでの支援策の多くが大規模農家

や規模拡大を条件としたものに限られており、小規模農家への支援が必要という意見が多かったため、このたび前文の中に取り上げました。市長、議長に提出する際に強調して伝えたいと考えています。

続いて、意見書の本文についてです。議案書の28ページから30ページをご覧ください。本意見書の内容は、3つの大きな柱で構成されています。

初めに、1としまして、持続可能な農業の実現と活力ある地域振興に向けた対策の強化について、6つの項目に分けて意見を明記しております。ここでは（1）で、昨今の米価の高騰などにより、不安定になっている米価について農業経営を著しく不安定にしているため、安定した米価の実現を求める内容を追記してあります。

次に、2として、担い手への農地の集積及び集約化について、3つの項目に分けて意見を明記しております。ここでは昨年度の内容と特に変更はありませんが、基盤整備事業や小規模、兼業農家への支援強化について、引き続き求めていくものです。

最後に、3として、遊休農地の発生防止及び解消については、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金に取り組んでいる地域において、交付金を受領するための申請、報告等の事務を行うことが難しくなってきたことから、事務負担の軽減についての情報提供や指導等を求めることを追記してあります。事務負担軽減の例としては、事務を請け負うことができる地域団体の立ち上げや事務員の雇用を実現するための情報提供や指導を想定しています。あわせて、鳥獣被害対策、適切な農振農用地区域の見直しを引き続き求めていくものです。

以上で意見書の内容説明とさせていただきます。

なお、意見書について審議、決定をしていただきましたら、諸橋会長をはじめ、運営委員等で市長並びに市議会議長へ本意見書を提出してまいりたいと考えています。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第34号 長岡市長、長岡市議会議長に対する意見について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 4 報告第 8 号 農地法の届出通知等について

議長

日程第 4、報告第 8 号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

広沢係長

農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4 条の届出について 4 件を 32 ページに、5 条の届出について 4 件を 33 ページに、農地法の適用を受けない事実確認 1 件を 34 ページに、18 条の合意解約について 2 件を 35 ページに、利用権の解約について 5 件を 36 ページに、中間管理権の解約について 8 件を 37、38 ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長

報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第 28 回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後 2 時 28 分)

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総 会 議 席 表）

（令和 7 年 9 月 29 日現在）

議 席	出 欠	氏 名	議 席	出 欠	氏 名
1	出	佐 藤 佑 美	13	出	本 田 栄 一
2	出	土 田 米 藏	14	出	駒 野 亜由美
3	出	韭 澤 哲 也	15	欠	西 巻 郁 夫
4	出	櫻 井 正 広	16	出	千 野 俊 輔
5	出	若 井 泰 志	17	出	馬 場 義 昭
6	出	諸 橋 昇 一	18	出	安 達 隆 幸
7	出	馬 場 陽 子	19	欠	坂 詰 隆
8	出	青 柳 久 雄	20	出	多 田 好 一
9	出	長谷川 惣 市	21	出	鳥 羽 若 一
10	出	岩 本 一 男	22	出	伊 丹 なつい
11	出	田 中 豊	23	出	佐 藤 辰 也
12	出	渡 邊 義 浩	24	出	中 野 明 美
出席委員 人 2 2 人 欠席委員 人 2 人 計 2 4 人 議事録署名委員 青 柳 久 雄 委員 田 中 豊 委員					